

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

平成 30 年 4 月

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合

広域養護老人ホーム 県央寮

広域養護老人ホーム 県央寮
外部サービス利用型指定特定
施設入居者生活介護事業所

広域養護老人ホーム 県央寮
訪 問 介 護 事 業 所

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

1 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の考え方

当施設では、感染症や食中毒に対する抵抗力が弱い高齢者が集団で生活をしており、感染症が拡大しやすい状況にある。

感染症や食中毒を完全になくすことはできないが被害を最小限にするため、平常時から管理体制を整えて対策を実施し、発生時においては迅速で適切な対応ができるように組織全体で取り組む。

2 感染管理体制について

施設内の感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、「感染症予防委員会」を設置する。

(1) 役割

- ア 施設の課題を集約し、感染対策の指針及び計画を定め実践を推進する。
- イ 決定事項や具体的対策を施設全体に周知するための窓口となる。
- ウ 施設のおける問題を把握し、問題意識を共有し解決する場となる。
- エ 感染症が発生した場合におけるの指揮を行う。

(2) 実施内容

- ア 「県央寮における感染症マニュアル」及び業務委託先の「Ns衛生マニュアル」等によって適切な対策及び対応を行う。
- イ 職員及び委託業者に感染症の基礎的な内容等の適切な知識の普及を行う。
(年2回以上の研修を行い、新規採用者はその都度)
- ウ 感染症が発生した場合または感染症が疑わしい場合の対応及び対策を行い、委員会開催後は決定事項を確実に周知し、入所者へ連絡事項がある場合には掲示物で示す。
- エ 感染症及び食中毒の防止及びまん延防止のための指針や感染症マニュアルの見直しを行う。

(3) 構成員

事務局長（寮長）	施設全体の管理責任者
事務職員	事務関連、会計関連及び品物購入
主任生活相談員（計画作成担当者）	関係者への情報共有及び業務内容検討に関する統括
生活相談員	入所者からの相談対応及び利用者の生活全般にわたる援助
看護師	医療、看護面の管理
主任支援員	情報収集、勤務体制の調整
サービス提供責任者	介護サービスの実施と指導
支援員（介護職員、訪問介護職員）	日常的なケアの対応
栄養士	食事、栄養管理及び委託業者との交渉

3 報告及び関係機関との連携について

感染症が発生した場合または感染症が疑われる場合は、速やかに状況を把握し、事務局長（寮長）に報告する。事務局長（寮長）は、関係機関に報告し連携を図るとともに職員等に対応の指示を出す。

三条市役所福祉保健部高齢介護課	0256-34-4572
新潟県三条地域振興局健康福祉環境部	0256-36-2366
新潟県済生会三条病院（協力病院）	0256-33-1551
措置市町村関係部署	

平成30年4月1日 新規作成